

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	保健師助産師看護師法施行令		法令の番号	昭和28年政令第386号		
許認可等の種類	准看護師免許証の書換え交付		根拠条項	第6条第2項		
審査基準	<p>籍訂正書換え交付申請に必要な書類</p> <p>1) 申請書 2) 遅延理由書……書換えの必要が生じた日の翌日から30日を過ぎた時 3) 戸籍抄本（謄本）……6ヶ月以内のもの 4) 免許証 5) 収入証紙……3,400円</p> <p>保健師助産師看護師法施行令 （免許証の書換え交付）</p> <p>第六条 保健師、助産師又は看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、厚生労働大臣に免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>3 前二項の申請をするには、申請書に免許証を添えなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の申請は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。</p>					
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関	保健福祉事務所
		標準処理機間		20日	目次 NO	36
		標準経由期間		8日		